

接種前に必ずお読みください

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 説明書

【接種にあたっての注意事項】

▶この予防接種は、本人が接種を希望する場合にのみ行うものとされており、法律上の義務はありません。接種を希望する方は、医師へ相談の上、十分理解し、納得されたうえで、予防接種を受けてください。

定期予防接種の対象者

① 満 65 歳の方（65 歳の誕生日前日から 66 歳の誕生日前日まで）

▶ただし、過去に「23 価肺炎球菌ワクチン」を受けた方は、定期予防接種の対象となりません。

② 60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などに障害を有する身体障がい者手帳・内部疾患1級程度の方

- ◎ 接種の際に必要なもの
- ① 接種券兼予診票(紫色の紙) ▶65歳の誕生日を迎える月の月末に送付
 - ② 自己負担金 2,000円(生活保護世帯は無料)
 - ③ 健康保険証など住所・年齢などが確認できるもの

接種を受けることができない方

① 明らかな発熱(通常 37.5℃以上をいいます。)がある方

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

③ 肺炎球菌ワクチンの成分によりアナフィラキシーショックを呈したことがあることが明らかな方

④ その他、医師が不適切な状態と判断した方

接種を受ける際に注意を要する方

① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、その他慢性の基礎疾患を有する方

② 過去に予防接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常が見られた方

③ 今までにけいれんを起こしたことがある方

④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

⑤ 予防接種液の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことのある方

1 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌は、肺炎などの感染症の原因となる細菌です。人の鼻や喉に常在していますが、健康で体力のある状態ならば、免疫力が十分あるため感染症を引き起こすことはあまりありません。しかし、体調をくずすなど何らかの原因で免疫力が低下すると、肺炎球菌による感染症(肺炎、髄膜炎、菌血症・敗血症、中耳炎など)を発症することがあります。免疫力の低下しやすい小児や高齢者、慢性疾患患者等が発症しやすいと言われています。

2 23 価肺炎球菌ワクチンの効果について

ワクチンを接種することにより、実際に病気にかからなくても、その病原体に対する免疫をつくることができます。あらかじめ免疫をつけておくと、肺炎球菌による肺炎の重症化や、死亡のリスクを軽減させることができます。ただし、ワクチンを接種しても、接種したワクチンに含まれていない血清型の肺炎球菌により、肺炎などを発症することがあります。

肺炎球菌には93種類の血清型があります。定期接種で使用するワクチンは「ニューモバックス NP(23価)」であり、このうち23種類の血清型に効果があります。

3 23 価肺炎球菌ワクチン予防接種の副反応について

接種後に注射部位の発赤や腫脹、筋肉痛、発熱(ときに高熱)、倦怠感、頭痛などの症状が見られることがあります。通常 2～3 日で消失します。

4 23 価肺炎球菌ワクチン予防接種の注意

- (1) 接種を受けた後 30 分程度は、急な健康状態の変化(副反応)に注意してください。
- (2) 接種後は、注射部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けてください。
- (3) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしてください。
- (4) 接種後、注射部位の異常反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

5 23 価肺炎球菌ワクチンの再接種(2 回目以降の接種)について

再接種は可能ですが、最初の接種から 5 年以内の場合は、再接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が最初の接種よりも頻度が高く、程度も強く発現することがあります。再接種の必要性を慎重に考慮して、前回の接種から十分な間隔を確保して接種を行うことが必要です。そのため、日本感染症学会肺炎球菌ワクチン再接種問題検討委員会「肺炎球菌ワクチン再接種のガイダンス(改訂版)」では、最初の接種から 5 年以上経過した者を再接種の対象としています。予防接種法の規定により、再接種は定期接種の対象に含まれておりませんので、任意接種(自費)となります。

6 沈降 13 価肺炎球菌ワクチンの接種について

過去に任意接種で沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを受けた場合は、23 価肺炎球菌ワクチンを定期接種として受けることができます。

7 健康被害救済制度について

定期の予防接種による重篤な健康被害が発生し、健康被害を受けた方の請求に対して厚生労働大臣が予防接種と因果関係があると認めた場合には、医療費等の給付を行う制度があります。

給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師及び下記までご相談ください。

天栄村健康保健センター(へるすぴあ)
電話:0248-82-3800
(受付時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)